## 河上消費者委員会委員長記者会見録

(平成27年11月27日(金)13:30~13:42 於:消費者庁記者会見室)

## 1.冒頭発言

(事務局) 時間になりましたので、ただいまから消費者委員会河上委員長の会見を始めさせて いただきます。

よろしくお願いします。

(河上委員長) 今日は、報告事項は2件ございます。

1つは、消費者基本計画の検証・評価・監視についてであります。今月の12日の第206回の消費者委員会本会議で、工程表に記載された施策に関する年度途中の進捗状況について、関係府省庁等に照会した結果をヒアリングしたところであります。その際、私のほうから、工程表の施策の追加・拡充や整理等の観点から、消費者基本計画の検証・評価・監視のための関係省庁ヒアリングを実施すると申し上げたところですけれども、その後の委員間打合せで、ヒアリングするべき案件について委員の間で意見交換を行いまして、来月からヒアリングを開始するということにいたしました。具体的なヒアリングの案件や日程については、また決まり次第、消費者委員会のホームページで公表していきたいと思います。

もう1つ報告がございますが、これはお引っ越しの話でして、合同庁舎4号館への移転であります。来月28日に消費者委員会の事務局の執務室が中央合同庁舎4号館に移転するということになりました。このため、来年1月以降は消費者委員会本会議、それから、各部会及び専門調査会については中央合同庁舎4号館で開催するということになります。所在地の連絡先等は今後、消費者委員会のホームページで掲載する予定です。

以上であります。

## 2. 質疑応答

(事務局) それでは、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

- (問) 引っ越しの関係なのですけれども、これは引っ越すことでこれまで、例えば家賃が幾らだったものがどのくらい削減されるとか、そういった点はいかがなのでしょうか。
- (答) 家賃は、ここは高いらしいです。
- (問) 年間が幾らなのか。4号館に行くことで。
- (答・事務局) 家賃はなくなります。
- (問) その浮いた分を別のものに回せるわけではないのですね。
- (答) そういうことのようです。
- (問) それが丸々なくなって、その浮いた分を何かに使うわけではなくて。
- (答・事務局) 内閣府全体でということです。
- (答) できるだけ引っ張ってこられるように頑張りたいと思います。

放棄所得で考えれば、経済学的に言えば、外務省などの建物の1階辺りでしたら相当な額ですよ。ですから、この家賃がそれと比較して高いとか、そういうことはないと思うのですよ。しかも首相官邸のすぐそばであるということもありまして、私は消費者庁や消費者委員会の場所としては大変よい場所であると今でも思っておりますけれども、しようがないですね。

(事務局) ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

- (問) 先ほどのヒアリングの件で、来月からということでしたが、これは本会議では、この基本計画のヒアリングというものが12月中は中心の検討案件になるのでしょうか。
- (答) そうです。そういうことになると思います。 何かございますか。
- (問) いや、例えば今まで意見として出されたものとか、今、いろいろ関心が高い機能性表示食品制度について4月以降運用されてきているわけですけれども、例えば制度的な課題というものも運用の中から次第に出てきているという指摘がありまして、例えば現在、運用状況の中では届出制度ですけれども、届け出されたものが公開されるまでの時間が長いために、販売60日前の届出ですが、販売までの公開期間が1週間というふうになっているものも出てきております。そうすると、公開の意義というものがガイドラインで提示されているのですけれども、それが消費者にとってはどうなのかとか、何か工夫がないのかとか、そういうことを消費者委員会のほうで提案するとかということはないのでしょうか。
- (答) 具体的に12月にすぐやろうと思っていますのは、電気通信サービスに係る消費者保護の問題と、それから、商品先物取引に係る不招請勧誘禁止の緩和の現状について、順次ヒアリングを行おうと考えています。

それ以外にも消費者委員会から出した建議との関係で、そろそろフォローアップで聴いたほうがいいと思われる案件もありますので、順次、それを入れていくということであります。

さらに、今いろいろ問題になっているもので、例えば横浜のマンションのくい打ちデータの偽装の話とか、エアバッグのリコール問題とか、そういうものが社会的に問題になっておりまして、これはまた大変重要な案件であろうと考えておりますので、それらも含めてほかの委員との間で検討を行っているところです。日程的にはまだはっきりとしておりません。

食品表示の問題は、これは結構厄介なのですけれども、消費者委員会には食品表示部会というものがありまして、ほかにも特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会もあります。

それで、本会議で扱うよりも前に、場合によってはそちらのほうで現在の状況について報告をしてもらうとか、何かそういうことも考えられるのではないか。恐らく消費者庁に聞いても、1年ぐらい経たないと現在の状況についてのまとまった情報を出してもらえないのではないかという気もします。ただ、現状として問題がたくさん出てきているということは認識しておりますので、また機会を見てそれは委員会としても扱いたいと思っております。

(問) そうしますと、建議のフォローアップであるとか、今、本当に消費者の不安を高めているマンションの問題であるとか、あとはエアバッグの爆発の問題もありますね。そういうことも

中では議論になっていて、それも逐次やっていくと。

(答) はい。ヒアリングの課題としてどういう形でしていこうかということを検討していると ころです。

場合によっては、まだ内部的な情報が十分ではないので、委員間打合せで内々に情報を伺うということから始めたほうがいいのかもしれませんけれども、委員会として全く見ないということはありません。

(事務局) ほかにございますでしょうか。 どうぞ。

- (問) このヒアリングはいつ頃までに終えてとか、何か月間かけてやっていくとか、そういう ものはいかがでしょうか。
- (答) そもそも、消費者基本計画の新しい組み直しというものを閣議決定でやってもらうのですが、工程表も含めて最終的には3月ぐらいに見直しがあるのでしたか。
- (答・事務局) 3月ぐらいまでで改定をやるというのは聞いております。それに間に合う形で。
- (答) ですから、それに間に合うようにヒアリングをやって一定の意見を申し上げたいと思っています。
- (問) その一定の意見というものは、2月、3月ぐらいに。
- (答) そうですね。1、2月までには言わないと間に合わないかもしれません。
- (事務局) ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

- (問) 事故情報の一元的収集について、消費者委員会のほうでは教育・保育施設とか商業施設内の遊戯施設というものが建議で出されました。それで、高齢者施設についても先月ですか、今月ですか、自治体が調べたところ、川崎で3人亡くなったということを契機として調べたところ、要するに施設での事故報告が上がってきていないとか、結構、管轄官庁について、本来集めるべきものが集まっていない、あるいは集まっていても消費者庁に来ていないのかもしれないという疑いがあるわけですけれども、保育施設も遊戯の施設はすき間であるということで提案されていました。ですから、事故情報の収集一元化とか、そういう基本的な、原則的な、本来、消費者委員会ができたときのそういうことについて、もう一度やることはないでしょうか。
- (答) いや、もう一度やらないといけないのではないですか。リコールの問題のときも事故情報の出し方、集め方と戻し方というものを建議で出しましたし、それから、有料老人ホームに関しても例の解約の話だけではなくていろいろな問題点について建議を出しています。ですから、それぞれについてヒアリングをする中で事故情報の収集と分析と、それから、フィードバックについては、消費者委員会としては常に頑張ってやっていかないといけないと思います。

(事務局) ほかはよろしいでしょうか。

それでは、これにて記者会見を終了させていただきます。ありがとうございます。

(河上委員長) どうもありがとうございました。